

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内正厳

被告準備書面 1

2016年4月22日

奈良地方裁判所 民事部

4 B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理



弁護士 白井 啓太郎



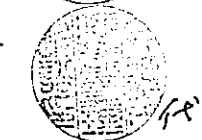
弁護士 安藤 昌司



弁護士 辰巳 創史



弁護士 星 雄介



弁護士 阪口 徳雄



第1 同時履行の抗弁(不安の抗弁)

1 すでに答弁書において述べたように、本件放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。

そして原告は、放送法を遵守した放送を提供する契約上の一方当事者としての義務を負う。

これは、同時履行の抗弁（民法第533条）あるいは不安の抗弁に基づくものである。

すなわち、原告の義務と被告の受信料支払義務とが、同時履行の関係に立つ場合には、被告は同時履行の抗弁権を主張し、他方、被告の義務が原告の義務との関係で先履行の関係に立つ場合には、被告は不安の抗弁権を主張するものである。

2 不安の抗弁

不安の抗弁とは、双務契約において当事者の一方が先履行義務を負う場合においても、相手方の財産状態が著しく悪化するなどして、その反対給付がなされることが危機的状況に陥ったとみられるようになった場合に、反対給付が実行されるか又は反対給付の実現が担保されるに至るまで、先履行義務者が自己の先履行を拒絶する権利のことをいう。

この不安の抗弁については、明文の規定はないものの、取引上の信義則に基づくものとして実務上認められている。

3 この点について、知的財産高等裁判所第2部平成19年4月5日判決（平成18年（ネ）第10036号著作権差止等・著作権損害賠償請求控訴事件）は、次のように述べる。

「継続的取引契約により当事者の一方が先履行義務を負担し、他方が後履行

義務を負担する関係にある場合に、契約成立後、後履行義務者による後履行義務の履行が危殆化された場合には、後履行義務の履行が確保されるなど危殆化をもたらした事由を解消すべき事由のない限り、先履行義務者が履行期に履行を拒絶したとしても違法性はないものとするのが、取引上の信義則及び契約当事者間の公平に合致するものと解される。いわゆる不安の抗弁権とは、かかる意味において自己の先履行義務の履行が拒絶できることであると言うことができる。そして、後履行義務の履行が危殆化された場合としては、契約締結当時予想されなかった後履行義務者の財産状態の著しい悪化のほか、後履行義務者が履行の意思を全く有しないことが契約締結後に判明したような場合も含まれると解するのが相当である。」

また、東京高裁平成26年4月9日判決（平成25年（ネ）第6469号請負代金等請求控訴事件）も、請負人である建築業者が請負代金の支払いを受けられないおそれがあることを理由に工事を中止した事案において、「書面による通知をせずに、・・・本件工事を中止したことについても、請負契約の当事者の公平の観点（不安の抗弁権）に照らし、債務不履行を構成しないというべきである。」と述べて、不安の抗弁権を正面から肯定している。

- 4 このように、不安の抗弁は、明文の定めがないものの、同時履行の抗弁と同じく、契約当事者間の公平を趣旨とするものであるから、およそあらゆる双務契約において妥当すべき原理であるといえる。

本件受信契約においては、被告の「受信料支払義務」と原告の「放送法4条1項各号を遵守した放送番組の放送を行う義務」が対価関係となっている。

そして、原告が平成24年12月の衆議院総選挙を報道するにあたり、放送法第4条に明確に反する放送を行ったこと、さらには、その後も放送法違反の放送を続けたことなどから、原告が上記義務を履行する意思を全く有し

ないことが契約締結後に判明したものと見えるのである。

したがって、被告が受信料支払いを拒絶していることは、同時履行の抗弁ないし不安の抗弁として、債務不履行を構成するものではない。

第2 放送法の趣旨から支払拒絶は可能（予備的主張）

1 はじめに

被告は、答弁書において、本件契約が継続的な有償双務契約であることを前提に、原告が放送法4条に違反した放送を行っていることに対して、不完全履行または不安の抗弁として、受信料の支払いを拒むことができると主張した。

仮に、本件契約が継続的な有償双務契約ではないとしても、以下に述べるとおり、放送法の趣旨から、放送法4条に違反する放送に対して、受信料の支払いを拒絶することができる。

2 放送法の趣旨

(1) 戦前の国による言論統制

日本における放送は、1925年3月22日、社団法人東京放送局のラジオ仮放送から始まった。翌1926年8月20日に、社団法人日本放送協会が設立され、全国統一経営組織としての放送が開始された。もともと、同協会は、「国家統制色の強い無線電信法に基づく放送用私設無線電話規則によって規制を受けており、折からの日中戦争、太平洋戦争という軍事体制下で、『大本営発表』にみられる国の宣伝機関としての役割を負わされたまま、1945年の終戦を迎えた」（乙3「放送をめぐる制度と実態の解説」『放送制度の現代的展開』所収）。

(2) その反省から生まれた放送法

ア 電波 3 法の成立と社団法人日本放送協会の解散

戦後、無線電信法は、①政府専掌を根本原則とし、あまりにも主務大臣の裁量の余地が大きいこと、②自ら経営する公衆通信事業と私設及び官庁用無線施設の管理を同時に行っていること、③これらの考え方は新憲法の理念とあまりにも乖離していること・・・等の理由により、その改正を行うことが強く要請され」た（乙 2 「放送法逐条解説」）。

そして、1950年6月1日に、無線電信法は廃止され、電波法・放送法・電波監理委員会設置法の電波 3 法が施行された。この中で、放送法は、同法第 1 条の 3 大原則のもとに、「日本放送協会」と「一般放送事業者」の 2 つの放送制度を認めた。両者の事業形態について、衆議院電信通信委員会では次のように説明された。「わが国の放送事業の事業形態を、全国津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちます国民的な公共的な放送企業体と、個人の創意とくふうとにより自由闊達に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体、いわゆる一般放送局または民間放送局というものでありますが、それとの二本建てとしまして、おのおのその長所を發揮するとともに、互いに他を啓蒙し、おのおのその欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受できるようになっているのでございます」（乙 4 「放送事業における独占と競争」『言論法研究Ⅲ（マス・メディア編）』所収。なお、傍線は被告代理人が付した）。

このように、NHKについては、国民の要望を満たすような放送番組を放送する国民的、公共的な役割が求められた。この電波三法の成立は、「従来の電波の『政府専掌と社団法人日本放送協会による放送独占の否定』」などと評されている（乙 4 の 163 頁）。

イ 放送法1条の規定

同条は、「放送を公共の福祉に適合するように規律」という規律の根拠及び原則を規定するとともに、これにより放送の健全な発達を図ることを目的としている。特に、同条2号は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を規定している。また、同条3号は、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」を規定している。

本条の目的を達成するための具体的な規律の内容は、第2条以下に定められているところ、本件では、第4条の規定が極めて重要である。

(3) 放送法4条1項の意味

放送法4条1項1号ないし4号は、放送事業者が遵守すべき放送番組編集の準則を定めており、具体的には、1号「公安及び善良な風俗を害しないこと」、2号「政治的に公平であること」、3号「報道は事実をまげないですること」、4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること」を規定している。

もとより放送事業者にも、憲法21条の規定する表現の自由は保障される。表現活動への規制が全く許されないわけではないが、表現の自由が民主的政治過程の不可欠の要素であること等から、表現活動の規制は慎重になされるべきであるし、とりわけ表現の内容に基づく規制は原則として認められない。

表現の内容に基づく規制を政府が行う場合、特定の立場からの表現（政治的言論や宗教的宣伝）を抑圧・促進するという、不当な動機を隠している蓋然性が高く、表現活動の内容に基づく規制は、言論の自由な流通と競争の過程を歪曲する効果を持つからである。

放送法4条1項の規定は、表現の内容に基づく規制であり、国家権力が介入してこれを遵守させることは、憲法21条に明確に違反するだけでなく、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」とした放送法1条2号の目的にも反する。

このように、放送法4条1項の準則は、国家権力が放送事業者に介入して規制すべきものではない。このことを理解せずに、放送法違反を理由に放送局へ停波を命じる可能性に言及した高市早苗総務相の衆議院予算委員会（2016年2月8日）での発言は、憲法学者等から厳しく批判されている（乙11の1 朝日新聞記事、乙11の2 立憲デモクラシーの会の放送規制問題に関する見解）。

（4）放送法4条1項を遵守させる方法

ア 放送法4条1項の遵守は必要

もっとも、放送の使用する周波数帯は有限かつ稀少であり、自由に放送事業に参加して情報発信を行うことは物理的に困難である。また、テレビ放送は直接かつ即時に全国の視聴者に到達して強い影響力を有しているという表現行為としての特殊性がある。

そのために、放送事業者が順守すべき準則として、放送法4条1項各号が定められており、放送事業者は、民放各局、NHKの区別なく、かかる準則を遵守する必要がある。

イ BPOによる遵守

放送事業者に放送法4条1項を遵守させるにつき、国家権力の介入があってはならないことは、（3）で述べたとおりである。

民放各局及びNHKは、「放送倫理・番組向上機構」（BPO）を設置し、放送倫理を検証する第三者機関である「放送倫理検証委員会」「放送と人権等権利に関する委員会」ならびに「放送と青少年に関する委員

会」の審理の充実に努めることで、国家からの介入を許さず、自律的に放送法4条1項を遵守する仕組みを取ってきた。

ウ 民放各局の場合

これに加え、民放各局は、広告収入により放送事業を維持していることから、放送法4条1項を遵守しない番組編集を行った場合は、視聴者国民からの批判により視聴率が低下し、結果として広告収入が減少するという自己抑制が働く結果、放送法4条1項の遵守が図られている。

エ NHKの場合

放送事業が民間企業でのみ経営されると、放送事業が都市部に集中傾斜して、営利性の乏しいそれ以外の地域が顧みられなくなるおそれがある。

そこで、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送・・・を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的」（放送法15条）とする、公共性の強い特殊法人としてNHKを設立した。

NHKは、その性質から、放送法4条1項の準則に加えて、「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと」「全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること」「我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」（放送法81条1項）という民放各局にはない高い水準の放送番組の編集及び放送に関する準則が設けられている。

そして、放送事業が広告収入に依存すれば、言論報道の多元性の確保や少数視聴者向けの放送の実施等の確保について困難となることから、

NHKについては広告放送を禁止し（放送法 8 3 条）、他方で、受信設備を設置した者に放送受信契約の締結を義務づけ（放送法 6 4 条 1 項）、受信料収入を自主的財源として確保することとした（放送法 6 4 条 1～3 項、日本放送協会放送受信規約（乙 1）の第 5 条）。

このように、NHKは、民放各局よりも高水準の準則を遵守する義務があるが、放送受信契約の締結を義務づけることによる受信料収入が確保されているため、民放各局のように、遵守義務違反があった場合に、視聴者の批判を受けて視聴率が低下することを回避するために準則を遵守するという自己抑制の契機が働かない。

そこで、NHKが放送法 4 条 1 項及び同法 8 1 条 1 項に明確に反する放送を行った場合、国民がこれを遵守させる方法として、受信料の支払いを拒絶することは正当なものとして許容されると解すべきであり、放送法上予定されているというべきである。

（5）小括

以上より、放送法の趣旨から、NHKが放送法 4 条 1 項及び同法 8 1 条 1 項に明確に違反する放送を行った場合、受信契約者は受信料の支払いを拒むことが出来る。

以上